

市之井手浄水場ほか運転等管理委託

募集要領

松山市公営企業局

募集要領

- 1 件名 市之井手浄水場ほか運転等管理委託
- 2 目的
松山市の上水道，簡易水道及び工業用水道施設の運転管理・保全管理業務の委託について，民間事業者の創意工夫や技術力，業務遂行能力を活用し効率的な運用を行い，安全で安心できる水の安定供給を行うため事業者を選定するものである。
- 3 公告日 令和3年7月5日（月）
- 4 業務内容
業務内容は次に掲げるものとし，詳細については要求水準書，性能仕様書及び特記仕様書等による。
 - (1) 市之井手浄水場ほか水道施設（令和5年度からかきつばた浄水場・高井神田浄水場を含む。）の運転管理，保全管理，緊急時対応その他必要な業務
 - (2) 修繕補修業務
 - (3) 材料等調達業務
- 5 履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
（契約締結日から令和4年3月31日までは引継期間とする。）
- 6 履行場所 市之井手浄水場ほか
（詳細は特記仕様書「特記1. 委託施設一覧」による。）
- 7 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 8 提案限度価格 1,952,430千円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 9 参加資格要件
本募集要領の公告日において，次の全ての要件を満たしている者であること。
 - (1) 法人格を有している者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。），暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって，暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し，資金，武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し，若しくは関与するものをいう。），又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等，代理人，支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(6) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

1 0 要求水準書等の送付

- (1) 申込期間 令和3年7月7日(水)から令和3年8月2日(月)
- (2) 申込方法 電子メールで事務局に申し込むこと。電子メールのタイトルは「運転管理委託(資料請求)会社名」とし、宛先をメール本文に記載すること。メール受信後、事務局から受付メールを返信する。(電話・FAX・来訪での申込は受け付けない。)
※募集要領、様式集、評価基準書は松山市ホームページでダウンロード可能
- (3) 送付資料 要求水準書、性能仕様書、特記仕様書、資料集
上記資料を電子データ(CD-R)で郵送する。

1 1 評価基準 評価基準書のとおり

1 2 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式(価格評価型)により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき松山市公営企業管理者が決定する。
- (3) 選考は、原則、評価基準書に基づき提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより行うこととする。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者全てに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば優先交渉権者として特定する。

1 3 選考委員会の構成

選考委員会は、松山市職員1名及び松山市公営企業局職員4名で構成し、外部の有識者2名を置き、意見を求めるものとする。

1 4 募集要領等に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和3年7月12日(月)から令和3年8月5日(木)
- (2) 受付方法 事務局に電子メールで提出するものとする。電子メールのタイトルは「運転管理委託(質問)会社名」とし、「募集要領」等に関する質問書(様式第1号)に必要な事項を簡潔にまとめて記載し、電子メールに添付すること。メール受信後、事務局から受付メールを送信する。(電話・FAX・来訪での質問は受け付けない。)
- (3) 回答及び公表
令和3年8月12日(木)までに電子メールで質問者に回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

1 5 施設映像資料の送付

- (1) 申込期間 令和3年7月12日(月)から令和3年8月2日(月)
- (2) 申込方法 電子メールで事務局に申し込むこと。電子メールのタイトルは「運転管理委託(映

像請求) 会社名」とし、施設映像資料送付申込書(様式第2号)に必要事項を記載し、電子メールに添付すること。メール受信後、事務局から受付メールを送信する。(電話・FAX・来訪での申込は受け付けない。)

- (3) 送付資料 施設映像資料
上記資料を電子データ(DVD-R)で郵送する。

1.6 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 令和3年7月12日(月)から令和3年8月5日(木)(消印有効)
 (2) 提出書類 参加表明書(様式第3号)、書類提出時チェックリスト1(参加表明書)
 (3) 提出部数 1部
 (4) 提出場所 〒790-8590
松山市二番町四丁目4-6
松山市公営企業局 管理部 企画総務課 総務担当
 (5) 提出方法 郵送(信書の郵送に適する方法)
受領後、事務局から受領メールを送信する。

1.7 提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和3年7月26日(月)から令和3年8月30日(月)(消印有効)
 (2) 提出書類 提案書届出書(様式第6号)
プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第7号)
提案書(様式第8-1号から様式第15-2号まで)
書類提出時チェックリスト2(提案書等)
 (3) 提出部数 提案書届出書 1部
プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書 1部
提案書 10部
 (4) 提出場所 〒790-8590
松山市二番町四丁目4-6
松山市公営企業局 管理部 企画総務課 総務担当
 (5) 提出方法 郵送(信書の郵送に適する方法)
受領後、事務局から受領メールを送信する。

1.8 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2~7の書類は不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式第3号)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑) ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書 (原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書 (発行後3ヶ月を超えないもの)

3	履歴事項全部証明書 (原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 (発行後3ヶ月を超えないもの)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を提出すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの) ○松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納税課)が発行する完納証明書 ○上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ※松山市が発行する完納証明書の詳細は、納税課ホームページを参考にする。こと。 ※新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例を受けた者は、事前に事務局とメールにて相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本) (未納の税額がないことの証明)その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書 免税事業者・新規事業者に関わらず発行されるので必ず添付すること。(発行後3ヶ月を超えないもの) ※新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例を受けた者は、事前に事務局とメールにて相談すること。
6	直前2事業年分の財務諸表類(貸借対照表及び損益計算書の写し)	
7	経営状況等調査表 (様式第4号)	
8	事業者の概要 (様式第5号)	
9	提案書届出書 (様式第6号)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑) ただし、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
10	プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書 (様式第7号)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑) ただし、公告日時時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
11	提案書 (様式第8-1号～ 様式第15-2号)	正本の提案書は、表紙に提案書届出書(様式第6号)を使用し、事業者名及び提出日を記入の上、提出すること。 副本の提案書は、事業者名のわかるものは除外し提出すること。 提案書は、日本語を使用し、日本産業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成し、1冊にまとめたものを指定部数提出すること。 提案書は、A4版両面印刷としフォントサイズは10.5ポイントを使用すること。 提案書は各様式ごとに6ページ以内で記入すること。

		<p>図表等を添付する場合は、A4版片面印刷とし、各様式2ページ以内とする。</p> <p>各様式の記入枠は適宜広げ使用することは自由とする。提案のボリュームは評価の対象としないため、できる限り簡潔・明瞭にまとめ、資料を添付する場合は過大なものとならないようにすること。また、各様式に記載された事項を他の様式で参照するなどの記載方法はとらず、提案書の各様式で完結すること。</p> <p>提出書類の差し替え、修正、追加は認めない。ただし、選考委員からの要請のあったものについてはこの限りではない。</p>
	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

19 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を十分に行ったうえで、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施日時 令和3年10月上旬（予定）
- (2) 実施場所 後日、別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき1時間程度予定
 プレゼンテーション 30分以内
 ヒアリング 30分程度
- (4) 出席者 プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第7号）に記載した6名までとする。
- (5) 留意事項 プレゼンテーションは、提出した提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえたうえでパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、スクリーンは松山市公営企業局が用意するが、パソコン・プロジェクター等は参加者が用意すること。また、プレゼンテーション及びヒアリングは提案者ごとに行い、非公開とする。

なお、新型コロナウイルスの感染症への予防対策として、プレゼンテーション及びヒアリング時は必ずマスクを着用し、発熱等風邪の症状がある者は参加しないこと。

20 スケジュール

日付	内容
令和3年7月 7日（水）～令和3年8月 2日（月）	要求水準書等送付申込期間
令和3年7月12日（月）～令和3年8月 2日（月）	施設映像資料送付申込期間
令和3年7月12日（月）～令和3年8月 5日（木）	質問書受付期間
令和3年7月12日（月）～令和3年8月 5日（木）	参加表明書受付期間
令和3年7月20日（火）～令和3年8月12日（木）	参加資格審査通知
令和3年7月26日（月）～令和3年8月30日（月）	提案書受付期間
令和3年10月上旬（予定）	プレゼンテーション及びヒアリング
令和3年10月下旬（予定）	優先交渉権者特定・公表
令和3年11月下旬（予定）	業務委託契約締結・公表

2.1 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにも関わらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合
- (6) 募集要領の公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

2.2 無効事項

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期間を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提案価格が提案限度価格を超えていた場合

2.3 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は、松山市公営企業局に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例（平成12年条例第61号）に基づき公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提案書類の記入において委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は松山市公営企業局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りではない。

事務局

松山市公営企業局 管理部 浄水管理センター

担当 尾澤・室岡・大上

TEL：089-977-0198

FAX：089-977-0668

メールアドレス：kg-jousui@city.matsuyama.ehime.jp